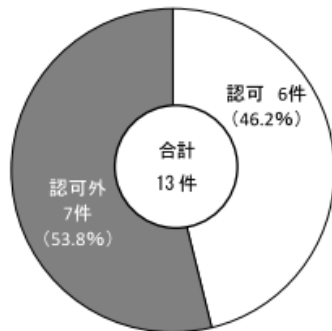


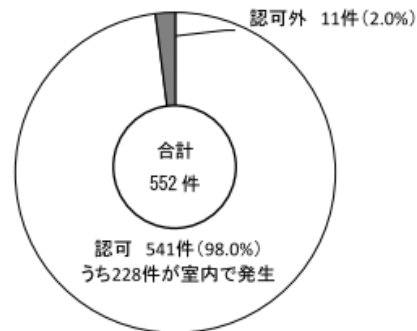
保育施設における重大事故の内訳が示唆する 保育施設選択時に考慮すべきこと

【2016年に国が報告を受けた重大事故565件の内訳】

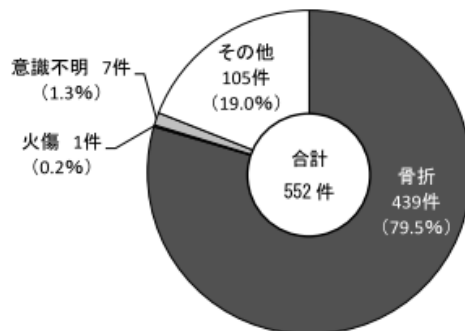
<死亡事故の認可・認可外の別>



<死亡事故以外の重大事故の認可・認可外の別>



<死亡事故以外の重大事故の負傷等の別>



出所:総務省行政評価局「子育て支援に関する行政評価・監視 -保育施設等の安全対策を中心として- 結果報告書」(2018年11月)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000583885.pdf)

上の表は2016年に国に報告された、保育施設で発生した重大事故の内訳である。保育施設側に責があるかどうかは別として、認可保育所では6件、認可外保育所施設では7件の死亡事故が起こり、骨折などの重大事故の発生は、認可保育所が541件、認可外保育施設が11件となっている。(認可保育所には認定こども園、地域型保育事業等を含み、幼稚園は含まない)

これを施設当たりで計算すると、2016年4月1日時点での全国の認可保育所は30,859カ所、認可外保育施設は6,558カ所となっているため(いずれも厚生労働省の集計による)、死亡事故は認可保育所で5,143施設当たり1件、認可外保育施設では937施設に当たり1件起きている計算となる。重大な事故については認可保育所では57施設に1件、認可外保育施設は596施設に1件、年間を通じて発生していることとなる。

預かっている子どもの数では、2016年は認可保育所で2,458,607人、認可外保育施設で177,877人と厚生労働省から公表されており、認可保育所では子ども409,768人に1人が死亡事故、4,545人に1人が重大事故に遭っているということになる。認可外保育施設では25,411人に1人が死亡事故、16,171人に1人が重大事故に遭っている。

死亡事故については、件数及び施設数、子どもの人数当たりの発生割合はともに認可外保育施設の方が高いものとなっている。重大な事故については、認可保育所の方が圧倒的に件数及び発生割合が高いものとなっているが、これは、認可保育所よりも自治体との関係性が希薄な認可外保育施設から本来報告すべき事項が挙がっていないという可能性を加味する必要はある。

総務省行政評価局が2018年11月に公表した「子育て支援に関する行政評価・監視 ―保育施設等の安全対策を中心として― 結果報告書」では、上の表以外にも安全対策について、自治体や保育施設からの聞き取り調査の結果をまとめている。そこには、明らかに安全対策を怠っている保育施設も存在することが記されている。0歳児や1歳児に対する睡眠時の呼吸点検や、定期的な消化・避難訓練、施設内・園庭の点検など、未実施の施設があり、未実施の理由としては「実施しなければならないことを知らなかった」「やり方がわからない」「点検の意味・効果が乏しい」といった回答があった。

2019年10月から実施予定の『幼児教育・保育無償化』によって、保護者の保育施設に関する選択肢の幅は広がってくる。しかしながら、認可保育所であろうが、認可外保育施設であろうが、保育内容についてはその施設毎に特性があり、また、保育施設の根幹である安全に対する取組や姿勢も大きく異なっている。自宅や勤務先、駅からの距離など保護者の利便性だけでなく、その施設がどのような方針で保育を行っているのか、そして何よりも安全性に対してどのような意識・配慮を行っているのかを知った上で選ばなければならないことを保護者自身が理解しなければならない。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。